

「東京都シルバーパス」を初めて購入される方へ

満70歳以上の都民の方（寝たきりの方は除く）は、お申込みにより都内民営バス（19社）、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バスが利用できる東京都シルバーパスを購入できます。

新規のご購入は、令和6年10月1日以降、いつでも購入できます！
パスの有効期間は、ご購入日から令和7年（2025年）9月30日までです。

購入を希望される方は、次の費用と必要書類を持参の上、最寄りのシルバーパスを取り扱っているバス営業所等でご購入ください。※満70歳になる月の初日から申し込むことができます。

対象者		費用	★必要書類★
①	令和6年度の住民税が「課税」の方で、③以外の方	20,510円	(1)のみ
②	令和6年度の住民税が「非課税」の方	1,000円	(1)と(ア)～(ウ)のいずれか1つ
③	令和6年度の住民税が「課税」であるが、 令和5年の合計所得金額(※)が135万円以下の方		

(※) 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額を指し、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や医療費控除等を控除する前の所得金額

(※) 不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

詳しくは下表

★ 必要書類 ★

全員に必要なもの

(1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などいずれか）1つ

1,000円でパスを購入する方は、以下の(ア)～(ウ)のいずれか1つをご用意ください。

(ア)	令和6年度 介護保険料納入通知書 (介護保険料決定通知書) ※お住まいの区市町村によって、 名称が異なる場合があります	以下の全ての条件がそろっているものに限る。 (1) <u>所得段階区分欄に「1」～「6」の記載があるもの</u> （品川区、武蔵野市、昭島市、福生市、あきる野市は「1」～「7」、八丈町は「1」～「9」） <u>又は、合計所得金額欄において135万円以下の記載があるもの</u> （合計所得金額の記載の有無は、区市町村により異なります。記載がない場合は、下記(イ)でご確認ください。） (2) <u>令和6年6月又は7月に発行された本決定のもの</u> （又は変更決定のもの） ★注意事項★ ※1 仮の通知書は証明書として使用できません。 ※2 再発行はできません。お手元がない場合は、下記(イ)を取得してください。 ※3 「所得段階」は「保険料段階」等、「合計所得金額」は「賦課基準所得額」や「基準判定所得額」等、区市町村によって名称が異なる場合があります。
(イ)	令和6年度 住民税課税証明書 又は 住民税非課税証明書	令和6年1月1日に居住していた区市町村に申請。 [令和5年の合計所得金額]が135万円以下のもの ★注意事項★ (1) 申請には、手数料、本人確認書類、印鑑等が必要。 (2) 代理人が申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類、印鑑等が必要。 (3) マイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニエンスストアでの発行が可能な区市町村もございます。 ※発行手続きの詳細は、申請する区市町村にご確認ください。
(ウ)	生活保護受給証明書	受給している生活保護の種類として「生活扶助」を表す記載がある、令和6年4月以降に発行されたもの。※本人確認書類としても使用可

* 東京都シルバーパスは（一社）東京バス協会が実施していますので、ご不明な点は下記のシルバーパス専用電話にお問合せください。お住まいの区・市役所、町・村役場へのお問合せはご遠慮ください。

* お住まいの区・市役所、町・村役場の介護保険所管課へ介護保険料納入（決定）通知書の再発行を求めることはご遠慮ください。紛失された場合は、住民税（非）課税証明書を取得してください。

お問合せ先 (一社)東京バス協会・シルバーパス専用電話

☎03-5308-6950

午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

電話番号は、お間違えのないようお願いいたします。